

●香川県告示第243号

漁業法（昭和24年法律第267号）第129条第1項の規定により、次の内水面第五種共同漁業権遊漁規則を平成26年5月30日認可した。

平成26年6月3日

香川県知事 浜 田 恵 造

1 第五種共同漁業

(1) 漁業権者の名称及び住所

名称 三豊淡水漁業協同組合

住所 三豊市高瀬町比地140番地

(2) 漁業権の免許番号 内共第1号

(3) 遊漁規則の内容

三豊淡水漁業協同組合内共第1号第五種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、三豊淡水漁業協同組合（以下「組合」という。）が免許を受けた内共第1号第五種共同漁業にかかる漁場（以下「漁場」という。）の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動物（あゆ及びふなをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場の区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ口頭で組合に申し出て、その承認を受けなければならない。

2 組合は、当該遊漁の承認により当該水産動物の繁殖保護又は組合員若しくは他の遊漁者（第1項の承認を受けた者をいう。以下同じ。）の行う水産動物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は第11条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。

3 第1項の承認を受けた者（以下「遊漁者」という。）は、直ちに第7条第1項に規定する遊漁料を同条第2項の方法により組合に納付しなければならない。

(漁具又は漁法の制限)

第3条 漁場の区域内において遊漁をしようとする場合は、手釣り、竿釣り、たも網、すくい網及び投網によらなければならない。

2 次の表の左欄に掲げる漁具又は漁法による遊漁は、それぞれ右欄に掲げる規模の範囲内でなければならない。

漁具・漁法	規 模
手釣り・竿釣り	1人2本以内
たも網	網口直径30センチメートル以下
すくい網	網口直径50センチメートル以下
投網	網目合15節以下（1辺が1.1センチメートル以上）

(遊漁期間)

第4条 次の表の左欄に掲げる水産動物を対象とする遊漁は、それぞれ右欄に掲げる期間内でなければならない。

魚種	期 間
あゆ	6月1日から9月30日まで

ふな	1月1日から12月31日まで（ただし、投網によるふなを対象とする遊漁は6月1日から翌年3月31日まで）
----	---

（禁止区域及び期間）

第5条 前条の規定による期間内であっても、次の表のア欄に掲げる魚種は、イ欄の区域内においてウ欄の期間中は、遊漁をしてはならない。

ア 魚種	イ 区域	ウ 期間
あゆ	財田川三架橋から上流の鹿隈橋までの区域	9月1日から9月30日まで

（全長制限）

第6条 次の表の左欄に掲げる魚種は、それぞれ右欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

魚種	全長
あゆ	7センチメートル
ふな	3センチメートル

（遊漁料の額及び納付方法）

第7条 遊漁料の額は次のとおりとする。ただし、遊漁者が小学生以下又は70歳以上のときは無料とし、中学生又は肢体不自由者のときは1,500円とする。

魚種	漁具・漁法	遊漁料
あゆ、ふな	手釣り、竿釣り、たも網、すくい網、投網	1年間4,000円

2 遊漁料の納付は、組合が指定する場所においてしなければならない。ただし、遊漁をする場所において第10条に規定する漁場監視員に納付することができる。

（遊漁承認証に関する事項）

第8条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、別記第1号様式による遊漁承認証を遊漁者に交付するものとする。

2 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

（遊漁に際し守るべき事項）

第9条 遊漁者は、遊漁をする場合には遊漁承認証を携帯し、漁場監視員から請求があったときは、これを提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、漁業者及び他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

（漁場監視員）

第10条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視員は、別記第2号様式による漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

（違反者に対する措置）

第11条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒絶することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払い戻しは、行わないものとする。

附 則

この規則は、平成26年5月30日から施行する。

(表)

遊 漁 承 認 証		財田川漁場第 号
遊 漁 者	住所 (年齢) 氏名 歳	
<p>漁具又は漁法：手釣り、竿釣り、たも網、すくい網、投網 採捕する魚種：あゆ、ふな 有効期間：平成 年4月1日から平成 年3月31日まで ただし、あゆ漁は6月1日から9月30日まで 遊 漁 料：一 般 ¥4,000 中学生等 ¥1,500 発行者兼 三豊淡水漁業協同組合 取扱責任者 代表理事組合長 印</p>		

(裏)

注 意 事 項
<ol style="list-style-type: none"> 1 遊漁の際は、必ずこの承認証を携帯しなければなりません。 2 この承認証は、他人に譲渡し、又は貸与してはなりません。 3 この承認証は、漁場監視員から請求があったときは提示しなければなりません。 4 遊漁をするときは、お互いに適当な距離を保って他の者の迷惑とならないよう注意してください。 5 法令及び香川県内水面漁業調整規則を守り、さし網、ひき網等違反漁具を使用してはいけません。 6 遊漁規則に違反したときは、遊漁の中止を命じ、又は以後の遊漁を拒絶することがあります。

漁 場 監 視 員 証

下記の者は、当組合の漁場監視員であることを証明する。

住 所	
氏 名	
生年月日	年 月 日 (歳)

有効期間 自 平成 年 月 日
至 平成 年 月 日

発行者兼 三豊淡水漁業協同組合
責任者 代表理事組合長 印